高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成30年６月28日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　酒井　和広

記

１．［２］⑴⑤ロのうち、㈠を削る。

１．［２］⑵⑮に次を加える。

㈦企画割引「京都・若狭路・びわ湖ぐるっとドライブパス2018」

イ）割引をする自動車

Ａ　乗り放題プラン

ニ）Ａに定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、京都府道路公社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用日数及び期間内の通行に対して、本割引を適用する。）

ただし、ロ）に定める利用日数及びニ）Ａの各項に定める周遊エリアの別に、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次表の額（単位：円）とする。

類別	周遊エリア	利用日数	軽自動車等	普通車
乗り放題プラン	京都・若狭路・びわ湖ぐるっと	休日２日間	3,900	4,700
		２日間	4,200	5,300
		３日間	5,100	6,100
	ぐるっとプラス兵庫	休日２日間	4,300	5,200
		２日間	4,700	5,900
		３日間	5,700	6,800

なお、上表における利用日数は、次のＡからＣのとおりとする。

Ａ　休日２日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大２日間（ただし、休日に限る。）

Ｂ　２日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大２日間

Ｃ　３日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大３日間

ハ）実施する期間

平成30年６月29日から平成30年11月30日まで（ただし、平成30年８月10日から平成30年８月16日までの間を除く。）

ニ）適用区間

Ａ　周遊エリア

㈀京都・若狭路・びわ湖ぐるっとエリア

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	米原ジャンクションから西宮インターチェンジまで
北陸自動車道	敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで
近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで、高槻ジャンクション（新名神）から神戸ジャンクションまで、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで
近畿自動車道敦賀線	全区間
中国縦貫自動車道	吹田ジャンクションから吉川ジャンクションまで
京滋バイパス	全区間
第二京阪道路	起点から八幡京田辺ジャンクションまで
京奈道路	全区間
京都縦貫自動車道	全区間
京都府道路公社が管理する丹波綾部道路	全区間
京都府道路公社が管理する綾部宮津道路	全区間

㈁ぐるっとプラス兵庫エリア

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	米原ジャンクションから西宮インターチェンジまで
北陸自動車道	敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで
近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで、高槻ジャンクション（新名神）から神戸ジャンクションまで、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで
近畿自動車道敦賀線	全区間
中国縦貫自動車道	吹田ジャンクションから福崎インターチェンジまで
山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから山陽姫路東インターチェンジまで
京滋バイパス	全区間
第二京阪道路	起点から八幡京田辺ジャンクションまで
京奈道路	全区間